

## 登校届

茅ヶ崎看護専門学校 学校長 殿

学校保健安全法に定められた学校感染症に罹患した診断内容、出席停止期間等を下記にご記入いたします。

\*「登校届」による情報について、茅ヶ崎看護専門学校は原則として第三者への開示をいたしません。ただし、学内集団感染において緊急を要する場合、法令に基づく場合や、本人の生命・身体・財産を保護するために必要がある場合には、本人の同意を得ずに例外的に第三者(保健福祉局など)に開示することがあります。

【感染症名】(該当欄に○印をつけてください)

| 種類      | ○印 | 病名          | 出席停止期間の基準<br>(ただし、医師が感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない。)   |
|---------|----|-------------|---|
| 第一種     |    |             | 治癒するまで  |
| 第二種     |    | 百日咳         | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。  |
|         |    | 麻疹          | 解熱した後三日を経過するまで。   |
|         |    | 流行性耳下腺炎     | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。  |
|         |    | 風しん         | 発しんが消失するまで。   |
|         |    | 水痘          | すべての発しんが痂皮化するまで。  |
|         |    | 咽頭結膜熱       | 主要症状が消退した後2日を経過するまで。  |
|         |    | 結核          | 病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。  |
|         |    | 髄膜炎菌性髄膜炎    | 病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。  |
| 第三種     |    | コレラ         | 病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。  |
|         |    | 細菌性赤痢       |   |
|         |    | 腸管出血性大腸菌感染症 |   |
|         |    | 腸チフス        |   |
|         |    | パラチフス       |   |
|         |    | 流行性角結膜炎     |   |
| その他の感染症 |    | 急性出血性結膜炎    | 溶連菌感染症 ・手足口病 ・ウイルス性肝炎 ・ヘルパンギーナ ・伝染性紅斑(りんご病) ・マイコプラズマ感染症 ・流行性嘔吐下痢症(ロタウイルス・ノロウイルス等)<br>条件によって出席停止の措置が必要と考えられる感染症。<br>病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。 |
|         |    | 右記に該当する感染症  |   |

(医療機関名) \_\_\_\_\_ (令和 年 月 日受診)において症状が回復し、登校しても支障ない状態と判断されましたので、受診した際の領収書と薬を処方された場合は薬の情報を提出の上、令和 年 月 日より登校いたします。

<出席停止:令和 年 月 日～令和 年 月 日>

令和 年 月 日

看護学科 年 学籍番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_